

保育士・保育教諭（会計年度任用職員（パートタイム））の募集

四日市市では、事前登録制により市内の公立保育園・こども園で勤務していただける保育士・保育教諭の会計年度任用職員（パートタイム）を随時募集しています。各園で空きが生じた場合に、ご登録者の方へご連絡させていただき、面接のうえ、採用を決定いたします。

◆採用まで流れ

- (1) 会計年度任用職員（パートタイム）の事前登録（登録フォーム）
- (2) 保育幼稚園課からのご連絡 ※原則各園の欠員と勤務希望がマッチした場合に連絡
- (3) 保育園・こども園にて面接の実施
- (4) 採用

◆事前登録の手続き

- 登録を希望される方は、スマホ等から登録フォームに必要事項を入力し、送信してください。

(登録フォーム QR コード) →



- 保育士登録の際に必要な提出物

- (1) 履歴書（写真貼付のこと）
- (2) 「保育士証」のコピー
- (3) 幼稚園教諭免許のコピー（お持ちの方のみ）

免許の名前が、旧姓のまま等の場合は、登録後なるべく早めに免許を更新していただき、再提出をお願いしています。

- 登録の際は、希望の勤務地や勤務時間・日数等を申告していただきます。
- 勤務開始日は、「すぐに」、「翌年 1 月から」等の希望をお伺いします。また、次年度 4 月（新学年）からの希望も承ります。
- 欠員状況に応じて、登録された方々の中から選考し、個別に面接の連絡をします。

（※登録された方すべてが任用されるわけではありません。）

また、ご登録いただいても、希望する勤務地や勤務時間の求人がない等の理由で、勤務開始希望日までに連絡がない場合がありますので、ご了承ください。

- 次年度 4 月からの勤務希望の場合、面接する園をご案内するのは例年 3 月以降になります。
- 1 日 3、4 時間程度の保育補助での勤務を希望される方は、事前登録は不要ですので、直接勤務

を希望する園にお問い合わせ下さい。(※保育幼稚園課では詳細な募集状況を把握しておりません)

◆業務内容 (次のいずれかの業務を主とします)

- クラス担当 クラス担当として主に未満児保育を行う。(主担任ではありません。)
- 特別支援加配 支援が必要な園児に対する主担当として保育を行う。

◆任用の形態

- 勤務形態 下記の①または②の勤務形態になります。
週当たりの勤務時間が **20時間以上30時間未満**となる勤務形態はありません。
 - ①パートタイム常用 (週当たりの勤務時間が 30時間以上、社保雇保加入)
 - ・7.5～6.5時間×週5日もしくは、7.75時間×週4日
 - ②パートタイム非常用 (週当たりの勤務時間が 20時間未満)
 - ・7.75～6.0時間×週2～3日
- 勤務日 原則月曜日から金曜日まで
※土曜日の振替勤務(原則半日)を依頼する場合あり。
- 勤務時間 原則8時30分から17時00分まで(実働7時間30分 ※勤務形態により異なる)
勤務時間に応じて、60分又は30分の休憩あり。
(勤務時間6時間超は60分。6時間は30分)
時差勤務や会議等による時間外勤務を依頼する場合あり。
(早出8:00～16:30。遅出9:00～17:30など)

◆報酬等

- 時給 時給は、1日当たりの時間数によります。(時給はR8.4.1時点)

時給	勤務形態
1,490円	7.5時間週5日 パートタイム常用 (週30時間以上)
1,410円	7.5時間週5日以外 パートタイム常用 (週30時間以上)
1,290円	7.75～6.0時間×週2～3日 パートタイム非常用 (週20時間未満)

- 期末手当 パートタイム常用の場合は、支給あり。(令和8年度：1.2625月/年2回)
- 勤勉手当 パートタイム常用の場合は、支給あり。(令和8年度：1.0625月/年2回)

期末勤勉手当合わせて年間4.65か月分支給 (令和8年度)

(賞与支給額例) 7.5時間×週5日、欠勤・病休日数0日の場合
1,490円×7.5時間×月20日×4.65月分 = **1,039,275円 (年額)**

賞与の支給には算定期間全期間の在籍が必要です。

(12月賞与の算定期間は6/2～12/1、6月賞与は12/2～6/1)

勤勉手当は欠勤・病休等の勤務状況により支給割合が減額されます。

- 通勤手当 公共交通機関の場合は通勤定期代相当額または往復交通費×出勤日数のいずれか低い額を支給。
自動車の場合は通勤距離に応じて出勤日数分を支給。
- 旅費 研修参加や会議出席等のための旅費は実費支給。
- 社会保険等 パートタイム常用の場合、社会保険に加入いただきます。
勤務中の災害又は通勤による災害に対する補償は労働災害補償保険を適用します。
- 時間外勤務 法令に基づく割り増し額を時間外勤務手当として支給。
- 有給休暇 ・年次有給休暇…勤続年数・任用形態に応じて付与。(最大20日)
(参考) 常用(週5勤務)4月新規任用の場合 初年度年間10日を付与。
・夏季特別休暇…パートタイム常用に限り、夏季期間に4日付与。
- 服務規程 正規職員の服務規程に準じます。

◆その他

- お子さんが保育園・こども園の利用申し込みをされている場合、事前登録をしていただいた後に、内定の形で就労証明書を発行することができます。発行希望の場合はご連絡ください。
- 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用の条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

◆ (参考) 年収例

7.5 時間×週 5 日、欠勤・病休日数 0 日、令和 8 年 4 月 1 日任用の場合

・令和 8 年 (4/1~12/31、9 か月分)

給料 $1,490 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 時間} \times \text{月 20 日} \times 9 \text{ 月} = 2,011,500 \text{ 円}$

賞与額 $1,490 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 時間} \times \text{月 20 日} \times 2.325 \text{ 月分} = 519,637 \text{ 円}$ (12 月支給分のみ)

令和 8 年 年収額 (9 か月分) $2,011,500 + 519,637 = 2,531,137 \text{ 円}$

・令和 9 年 (1/1~12/31)

給料 $1,490 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 時間} \times \text{月 20 日} \times 12 \text{ 月} = 2,682,000 \text{ 円}$

賞与額 $1,490 \text{ 円} \times 7.5 \text{ 時間} \times \text{月 20 日} \times 4.65 \text{ 月分} = 1,039,275 \text{ 円}$

令和 9 年 年収額 $2,682,000 + 1,039,275 = \mathbf{3,721,275 \text{ 円}}$

◆ 連絡先

四日市市役所保育幼稚園課 管理係 059-354-8173